

一般質問発言通告書

平成21年2月19日  
午時分受理

平成21年2月19日

小川町議会議長 大塚司朗 様

小川町議会議員 柳田多恵子 印

小川町議会会議規則第60条により次のとおり通告します。

質問の要旨	答弁を求める者
<p><b>質問事項1</b> <b>雇用促進住宅について</b></p> <p>深刻な社会情勢の中で、低家賃住宅を望む町民は多く、公共住宅の必要性は増えるばかりです。</p> <p>08年12月26日、厚労相の記者会見では廃止決定した雇用促進住宅について、「緊急事態」という位置づけで現在入居を停止しているところも含めて活用するとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>、町内の雇用促進住宅についてはどうなるのか。</li><li>、今後の動向について情報収集はしているのか。</li><li>、現在、町営住宅の毎年の入居状況はどうなっているのか。情勢の変化により町の「購入」という再検討はないのか伺います。</li></ul>	<p>町長並びに担当課長</p>
<p><b>質問事項2</b> <b>子ども医療費の無料化と窓口払い廃止について</b></p> <p>子ども医療費の無料化、窓口負担の廃止については、子育て支援、若い世代の流入がはかられ町の活性化につながるなどさまざまな角度から制度の拡大を求めてきました。すでに比企管内すべての自治体で、小学6年生あるいは中学3年生まで入通院が無料化となり、小学校6年生まで無料化のところはこの3月議会で、中学3年生まで引き上げるという動きがあります。窓口払い廃止についても進んでいる中で小川町ではどう考えているのか伺います。</p> <p><b>質問事項3</b> <b>交通手段の確保について</b></p>	

高齢期の人生の充実を支援するため交通手段を確保することは、保健予防、介護予防とも関連する施策であり、医療費、介護給付費の節減の波及効果ともリンクするものです。住民要望も高く、高齢者福祉施策として重要な位置づけにあることから議会でも取り上げてきました。また厚生文教常任委員会でも先進地に視察に行き提言を行っています。

現在県内では、47の自治体が循環バスを走らせていますが、小川町の場合にはその地形などからデマンド式のバス（タクシー）が適当ではないかという所までは、関係各課と意見が一致しているところです。

国の09年度地方財政計画では、雇用創出事業を中心に財源措置が用意されていますが、そのひとつであるふるさと雇用再生特別交付金の対象分野と事業の中に外出支援としてデマンドバスが例示されています。商店街の活性化、委託される運行事業者などにも経済波及効果が期待されます。デマンドバス（タクシー）事業の具体化について検討がされているのか伺います

#### 質問事項 4

#### 学校施設の耐震化の推進について

四川大地震の教訓から、昨年6月「特別措置法」が成立し、IS値（耐震指標）0.3未満の耐震補強工事の補助率が2分の1から3分の2に引き上げられました。

第2次診断がすべて終わった時点で耐震化計画の公表がされるということでした。

12月補正で八和田小学校体育館と東中校舎の耐震工事の設計が計上されましたが、基本計画の全体像が示されるのはいつになるのか。

学校耐震化については2年限りという期限付きではありますが、地域雇用創出推進費をあて前倒しも可能ではないかと思いますが資金面で具体的にはどう手当てをし進めていくのか。

地域雇用を創出するためにも、補強工事には大手の企業だけでなく、技術講習などを行い中小の地元業者も施行できるようにすることも検討すべきと思いますがご見解を伺います。

**質問事項 5**

**住民の負担軽減をはかることについて**

医療費の窓口払い減免制度は、国民健康保険法第44条に基づき、収入が減ったり、医療費が多額になった人で基準に該当すれば、県がその半額を補助するというものです。

小川町では活用された実績はありますか。

基準を明確にして要綱などを整備し、制度の活用を図るべきであると考えますが。同様に小川町税条例に示されている住民税、国保税その他税の徴収においても減免制度があり、要綱の整備、住民にわかりやすく知らせる必要があると考えますが。ご見解を伺います。

**質問事項 5**

**「新ルート」計画について**

国道254、混雑緩和のための迂回ルートとして上横田・高谷・伊勢根を経て、寄居町富田の交差点付近へ接続すると説明がされた新ルートですが、現在の状況は。

新ルート建設には住民の批判の声もありますが、町は把握していますか。

八和田地域は町内でも最も農地面積が多く、ほ場整備されている農業地域であり、ほ場整備が完了した一団の農用地と農業集落は、農業の振興とともに保全が求められているエリアでもあります。また、数十年来にわたって農家、農民の合意を得て多額の公費と私費を投入し基盤整備事業を進めてきた農用地域でもあります。当然公費の投入については土地改良法の縛りもあり行政とすればこれを順守することは重大な責務ともなっています。この農用地域を他の目的のために転用することは町の総合振興計画や国土利用計画に矛盾し土地改良法にも反することになるとは思われますがご見解を伺います。

